

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和四年九月十三日

埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県下水道局次期下水道施設台帳システム構築業務 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び調達仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

(4) 履行場所

日本国内法が及ぶ範囲内

(5) 入札方法

本件入札は、総合評価方式一般競争入札により、また「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第870号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 埼玉県流域下水道事業財務規程（平成22年埼玉県流域下水道事業管理規程第17号。以下「財務規程」という。）第168条の規定により埼玉県下水道局の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。

(5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、下水道局の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成22年4月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(6) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県下水道局の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成22年4月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目13番3号 埼玉県下水道局
下水道事業課建設担当 弘田・横山 電話048-830-5456（直通）電子メール
a5448-09@pref.saitama.lg.jp

(2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 仕様書の交付方法

電子メールにて送付する（入札説明書に示す所定の手続きを行うこと。）。

(4) 現場説明会の方法及び日時

ア 日時

以下の何れかの日時に対面により実施する。

令和4年9月27日（火）から30日（金）まで

①午前9時30分から午前10時30分まで

②午後1時00分から午後2時00分まで

③午後3時00分から午後4時00分まで

イ 開催場所

埼玉県和光市新倉六丁目1番1号

埼玉県荒川右岸下水道事務所

(5) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年11月8日（火）午後4時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(7) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年11月7日（月）午後4時まで（必着）

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年11月7日（月）午後4時まで

(6) 開札の場所及び日時

埼玉県下水道局下水道事業課 令和4年11月9日（水）午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第171条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第153条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和4年10月14日（金）午後4時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第176条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定

める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第173条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行い、入札説明書の技術評価項目書の必須項目をすべて満たした提案をした者の中から、入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者の決定をする。

(7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する（調査基準価格未満の入札があった場合は、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。）。

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和4年10月4日（火）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(10) 支払条件

ア 委託料

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

イ 部分払

部分払を行う。

ウ 各会計年度の支払限度額

令和4年度 契約金額の概ね1割

令和5年度 契約金額の概ね4割

令和6年度 契約金額の概ね5割

(11) その他詳細は、入札説明書及び調達仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required

Creation of Next Sewage Facility Accounting System for Saitama

Prefectural Public Sewage Works Bureau

(2) Period of Service Provision

From contract start date until March 31, 2025 (Monday)

(3) Submissions Period for Bids by Electronic Bidding System

Until 4:00 p.m. on November 8, 2022 (Tuesday)

(4) Submissions Period for Bids by Registered Mail or in Person

Until 4:00 p.m. on November 7, 2022 (Monday)

(5) Contact Information

Construction Group

Sewerage Works Division

Public Sewage Works Bureau

Saitama Prefectural Government

3-13-3 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi

Saitama-ken 330-0063, Japan

TEL: 048-830-5456

E-mail: a5448-09@pref.saitama.lg.jp